

保発0117第1号

平成24年1月17日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局長

先発医薬品と効能効果に違いがある後発医薬品の取扱いについて

平成22年12月13日付本審企調000170において、別添のとおり、ご照会のありました件につきまして、下記のとおり、回答いたします。

記

先発医薬品と効能効果に違いがある後発医薬品について、一律に査定を行うことは、後発医薬品への変更調剤が進まなくなること、また、それに伴い、医療費が増える可能性があること等を保険者に説明し、影響を理解してもらうよう努めていただきたい。